

令和2年7月豪雨災害により住宅が床上浸水した皆様へ 住宅の応急修理についてご相談ください

今回の豪雨災害により**床上浸水被害（準半壊以上）を受けた方**で、住宅の応急修理を考えている方は、まず市へ相談して下さい。災害救助法の適用により、日常生活に欠くことが出来ない部分の応急修理に係る費用を支援します。

修理の支援を受けるためには、「**り災証明書**」と「**施工前の被害状況が分かる写真**」等の提出が必要になります。

すでに住宅の応急修理を行っている方、または、応急修理が完了された方は、恐れいりますが、大牟田市役所都市整備部**建築住宅課**にご相談ください。

市は、業者へ直接、被災住宅の調査や見積りを依頼することはありません。ご不明な点やご心配な点がある際は、以下の連絡先にご連絡ください。

※災害救助法に基づく応急修理とは

住宅が一定の被害（準半壊以上の被害）を受けた世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分を、市が応急的に修理するものです。

被災された方に代わり、市が修理業者へ対象工事を依頼し修理費用を支払います。なお、限度額を超えたものについては、自己負担となり、別途、契約をお願いします。

見積書は、被災者の方が修理業者へご依頼ください。業者に心あたりがない場合は、市にご相談ください。



◆問合せ先

大牟田市役所都市整備部 建築住宅課（企業局4階）
TEL: 0944-41-2787